

平成 28 年 2 月 23 日
国土政策局地方振興課

今後 10 年間の各半島地域の新たな振興計画が策定されます ～半島振興計画の変更の同意～

平成 27 年 3 月の半島振興法の改正を受け、定住促進の明確化やそのための振興策を反映した半島振興計画の変更について、同法第 3 条第 1 項及び第 5 項の規定により関係道府県から協議があり、国土審議会の審議を経て、本日、国土交通大臣等の関係主務大臣より同意しました。

1. 半島振興計画の概要

- 半島振興計画は、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域に指定されている 23 地域毎に関係道府県が主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣）の同意を得て作成、変更。
- 各半島地域の振興の基本方針及び各分野の整備や振興に関する事項を内容とし、計画に沿って、国及び地方公共団体が広域的かつ総合的な振興を推進。

2. 今回の計画変更の趣旨

- 平成 27 年 3 月末に半島振興法が改正され、法期限の 10 年間の延長及び半島振興計画の記載事項の追加等が行われたことを受け、平成 17 年に策定された計画の変更を行う。
- 主要な変更の内容
 - ・ 計画期間を平成 27 年度から概ね 10 年間とし、社会情勢の変化に伴う修正。
 - ・ 法目的の改正を踏まえ、半島振興の方向性として定住の促進を明確化。
 - ・ 計画事項として以下が拡充されたことによる振興策の強化。
交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化

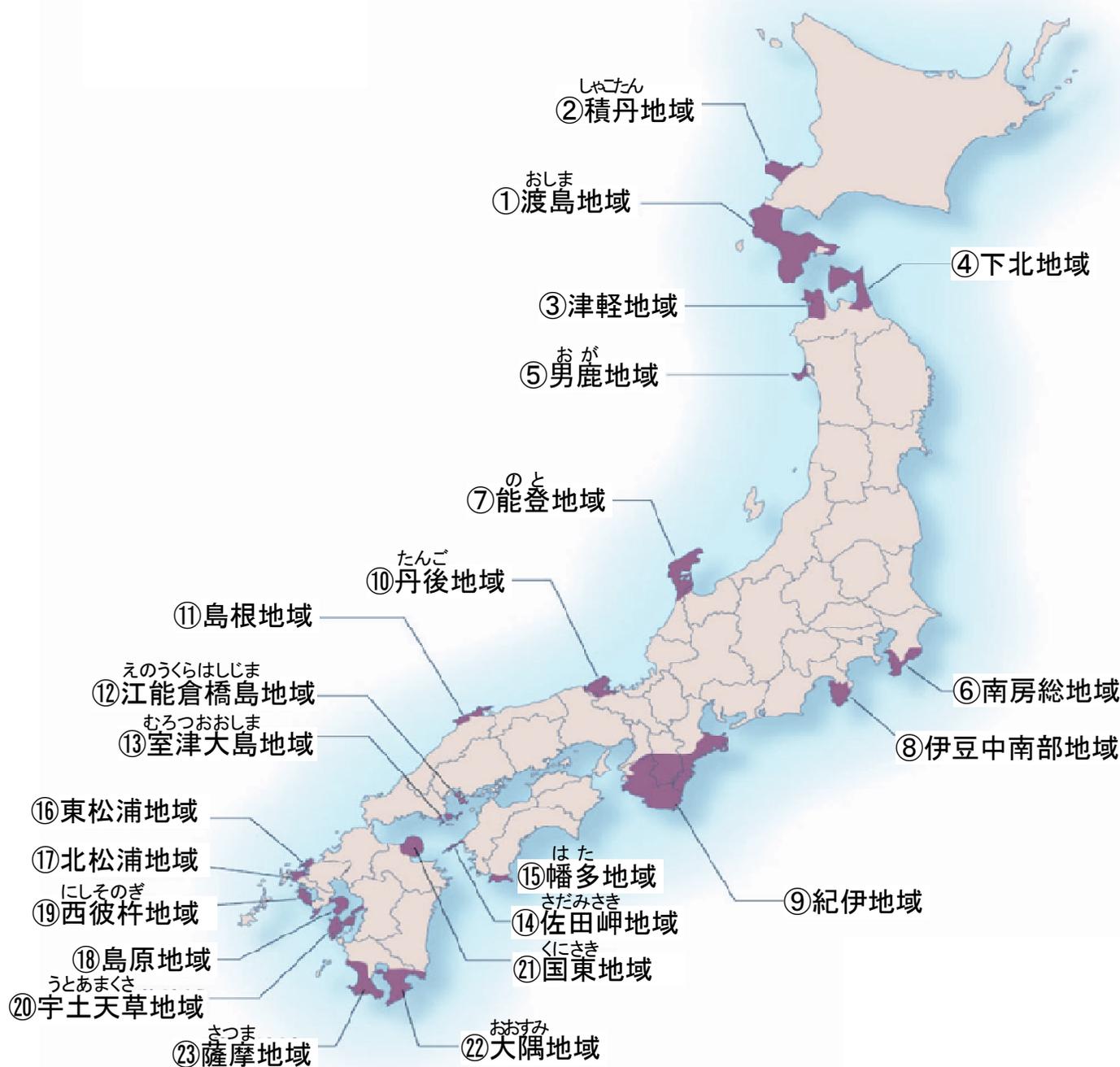
3. 変更に至る主な経緯

平成 27 年 11 月末	関係道府県から主務大臣への計画変更の協議 主務大臣から国土審議会長への諮問
12 月 15 日	国土審議会半島振興対策部会にて計画変更の審議
平成 28 年 2 月 18 日	国土審議会において、半島振興対策部会での審議結果を報告
2 月 19 日	国土審議会長より、変更同意に異議ない旨答申

(お問い合わせ先)

国土交通省 国土政策局 地方振興課 半島振興室 担当：安藤、明妻
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話：03-5253-8111（内 29-552、29-553） 直通：03-5253-8425 FAX：03-5253-1588

半島振興対策実施地域(全国23地域)



世界から評価される半島地域の地域資源の例

【世界遺産】



紀伊山地の霊場と参詣道

それぞれの起源や内容を異にする「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の三つの「山岳霊場」とそこに至る「参詣道」が生まれ、都をはじめ全国から人々の訪れる所となり、日本の宗教・文化の発展と交流に大きな影響を及ぼした。

【世界ジオパーク】

世界的な活火山・雲仙火山が引き起こした災いと、雲仙火山が創る素晴らしい自然の恵みが体感できる。活火山をテーマにした世界ジオパークは、世界的にもあまり例がない。



島原半島ジオパーク

【世界農業遺産】



能登の里山里海

生物多様性が守られた伝統的な農林漁業と土地利用、里山里海に育まれた多様な生物資源、長い歴史の中で育まれた農耕にまつわる文化・祭礼などが評価された。

半島振興計画の変更について

半島振興計画について

- 半島振興法第3条第1項に基づき、半島地域の指定があったときに関係道府県が作成し、国土審議会の意見を聴いた上で主務大臣が同意。過去3回の法延長等にあわせ改定
- 半島振興対策実施地域を一体としてとらえ、長期的視点に立って広域的かつ総合的な振興に関して作成する計画
- 地域の豊かな地域資源を活かしつつ、創意工夫と主体的取組による半島地域の自立的発展を目指す

半島振興計画の構成例

1 基本的方針

- (1)概況
- (2)現状及び課題
- (3)振興の基本的方向及び重点とする施策

2 振興計画

- (1)交通通信の確保
 - ・交通施設の整備
 - ・地域における公共交通の確保
 - ・情報通信関連施設の整備
- (2)産業の振興及び観光の開発
 - ・農林水産業の振興
 - ・商工業の振興
 - ・観光の開発
- (3)就業の促進
 - ・就業促進対策

(4)水資源の開発及び利用

- ・水資源確保対策
- ・水資源の利用

(5)生活環境の整備に関する事項

- ・下水道、廃棄物処理施設等の整備
- ・公園等の整備の推進
- ・住宅関連対策
- ・生活サービスの持続的な提供

(6)医療の確保等

- ・医療の確保を図るための対策

(7)高齢者の福祉その他福祉の増進

- ・高齢者の福祉の増進
- ・児童福祉その他の福祉の増進

(8)教育及び文化の振興

- ・地域振興に資する多様な人材育成
- ・教育・文化施設等の整備
- ・地域文化の振興

(9)地域間交流の促進

- ・地域間交流の促進のための方策

(10)国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

- ・国土保全施設等の整備
- ・防災体制の強化

(11)その他半島振興に必要な事項

※下線部は今回拡充等された項目

半島振興計画の主な変更内容について

半島振興法の改正

- 法期限の10年間の延長
- 目的規定への「定住の促進」の位置づけ
- 「定住の促進」を進めるための計画事項の拡充・追加
(交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化)



半島振興計画の主な変更内容

- 概ね平成27年から平成36年までの10年間を計画期間とした計画(各半島地域)
- 半島振興の方向性として「定住の促進」を明確化
 - ・豊かさを実感できる地域の実現により、移住・定住を促進し、本地域における人口の社会増減の改善を目指す(紀伊地域)
 - ・定住の受け皿として空き家バンクの充実や質の高い住宅の確保に努めるとともに、生活環境・居住環境の向上に努め、定住促進を図る(江能倉橋島地域)
- 追加された計画事項に係る記載の追加
 - ・北海道新幹線開業を契機とした新たな交通ネットワークの形成(渡島地域)
 - ・雇用創出や産業人材育成のため、企業立地の促進や求人・求職のマッチングの推進、公共職業訓練の実施(島根地域)
 - ・高齢者が安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築(能登地域)
 - ・犠牲者ゼロを目指し、津波から「逃げ切る！」支援対策プログラムの推進等(紀伊地域)

半島地域の自立的な発展を促進するため、半島振興法の期限を10年間延長するとともに、目的規定の改定、半島振興計画計画事項の拡充、配慮規定の追加等の措置を講じる。

背景

- 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の国土利用の面での制約を抱える半島地域に対し、半島振興法の下で各般の振興施策を実施
- これまでの取組により一定の成果が上がっているものの、①人口減少・高齢化が進行、社会減少も続いている、②地域経済も厳しさを増している、等の状況から、引き続き、半島地域の振興のため支援していくことが必要

改正の概要

○ 法期限の10年間延長(平成37年3月31日まで) (附則第2項)

○ 半島振興計画の計画事項の拡充 (第4条)
(交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化)

○ 国及び地方公共団体の配慮規定の追加等 (第12条の2～第15条の4)

- ①地域公共交通の活性化及び再生
- ②情報通信面の格差の是正
- ③その他の産業の振興
- ④就業の促進及び教育の充実
- ⑤生活環境の整備
- ⑥医療の確保
- ⑦観光の振興
- ⑧防災対策の推進

○ 目的規定を改定し、「定住の促進」を追加等 (第1条)

○ 多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設 (第6条)

○ 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設 (第9条の2～第9条の11)

○ 地方税の不均一課税時の減収補填措置に関する規定の所要の改正 (第17条)

○ 主務大臣を追加(文部科学、厚生労働、経済産業、環境) (第19条)